様式第二の記載要領第四号の表海外投資等損失準備金の項を次のように改める。

海外投資等損失準備金	第68条の43第１項第１号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）又は平成26年旧措置法第68条の43第１項の表の第１号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）	10187	法規別表十二(一)「16」の欄の金額
	第68条の43第１項第２号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）又は平成26年旧措置法第68条の43第１項の表の第２号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）	10188	
	第68条の43第１項第３号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）又は平成26年旧措置法第68条の43第１項の表の第３号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）	10189	
	第68条の43第１項第４号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）又は平成26年旧措置法第68条の43第１項の表の第４号若しくは第８項（同号に係る部分に限る。）	10190	

様式第二の記載要領第四号の表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える。

新事業開拓事業者投資損失準備金	第68条の43の２第１項又は第５項	10525	法規別表十二(二)「４」の欄の金額（当該金額が同表「６」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定事業再編投資損失準備金	第68条の43の３第１項又は第２項	10526	法規別表十二(三)「17」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「別表十二（二）「10」」を「別表十二（四）「10」」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（四）「10」」を「別表十二（六）「10」」に改め、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項中「別表十二（六）「18」」を「別表十二（八）「18」」に改め、同表使用済燃料再処理準備金の項中「別表十二（七）「13」」を「別表十二（九）「13」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二（八）「19」」を「別表十二（十）「23」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項中「若しくは第13項又は平成25年旧措置法第68条の55第１項若しくは第13項」を「又は第13項」に、「別表十二（九）「７」」を「別表十二（十一）「７」」に改め、同表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（九）「７」」を「別表十二（十一）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十）「15」」を「別表十二（十二）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十一）「10」」を「別表十二（十三）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十二）「９」」を「別表十二（十四）「９」」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項から対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項までを次のように改める。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第68条の61第１項又は第８項	10202	法規別表十(四)「16」の欄の金額
	第68条の61第２項	10465	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第68条の62第１項	10204	法規別表十(四)「40」の欄の金額
	第68条の62第２項	10466	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第68条の62の２第１項	10467	法規別表十(五)「20」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項中「別表十（一）「９」」を「別表十の二（一）「14」」に改め、同表沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除の項中「別表十（一）「９」」を「別表十の二（一）「16」」に改め、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項中「第68条の63第１項の表の第３号」を「平成26年旧措置法第68条の63第１項の表の第３号」に、「別表十（一）「12」」を「別表十の二（一）「21」」に改め、同項の次に次のように加える。

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	第68条の63第２項	10527	法規別表十の二(一)「22」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表農業経営基盤強化準備金の項中「第68条の64第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の64第１項」を加え、「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十五）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「第68条の65第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の65第１項」を加え、「別表十二（十三）「43」」を「別表十二（十五）「43の計」」に改め、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例の項及び換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項を次のように改める。

収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第68条の70第１項又は第７項	10349	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の71第１項又は第３項	10350	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項又は第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項	10528	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）